

平成25年2月1日
大阪府総務部契約局

昇降機設備保守点検業務に係る低入札価格調査制度の導入について

1 対象業務

昇降機設備保守点検業務 競争入札参加資格者名簿の「エレベータ設備（010）」

2 低入札価格調査制度の導入理由

近年、昇降機の動作不良に起因する事故が多発しているため、安全性確保の観点から点検業務に対する重要性が高まっています。

また、昇降機設備保守点検業務における最近の入札状況は、落札率が低下傾向にあり、業務の品質低下（安全管理意識の低下）、品質低下による生命に関わる突発事故の発生、低価格受注による低賃金等労働者へのしわ寄せなどの問題が生じる恐れがあります。

このため、低入札価格調査制度を導入して、低入札者に対するヒアリング等を通じて適正な履行確保を図ります。

（最近の平均落札率）

平成22年度	48.73%
平成23年度	46.50%
平成24年度	38.34%

3 低入札価格調査基準価格の考え方

予定価格に6/10を乗じて得た額とします。

予定価格及び低入札価格調査基準価格は、落札決定後に公表します。

4 低入札価格に対する調査等

入札した額が低入札価格調査基準価格を下回り、かつ最も低廉な価格を入札した事業者の方には、府からその旨を通知しますので、低入札価格調査資料を速やかに提出してください。府の指定する期日に資料の提出がない場合は、当該入札は無効となります。

提出された調査資料の内容の確認及び分析を行い、必要に応じてヒアリングを実施のうえ、落札決定を行います。

5 適用時期 平成25年2月14日以降の平成25年度公告分から適用